

松江市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成26年12月22日付け松江市監査委員告示第9号で公表した松江市財政援助団体等監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成27年2月27日

松江市監査委員 松本 修司
松江市監査委員 児玉 泰州
松江市監査委員 森脇 勇人

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1. 株式会社松江情報センター （団体に対するもの／政策企画課）</p> <p>(1) 平成25年度の決算状況を見てみると、前期の赤字決算から黒字決算へと転換されたところである。しかしながら、この状況は特定の大口案件があったからにほかならず、この案件がなければ、引き続き赤字決算であった可能性も否めないところである。このような中、今後の事業運営に当たっては、地道な営業活動を強化し、日々の利益確保を追求するとともに、毎月の決算状況が少しでも黒字になるよう努力され、年度ごとの決算が黒字となるよう引き続き取り組まれない。</p>	<p>1. 株式会社松江情報センター</p> <p>(1) 今後の事業運営に当たっては、営業体制の強化や顧客ニーズに対応した販売商品の充実を図り、毎月の決算状況の黒字化に努めるよう指導しました。</p>
<p>2. 一般社団法人松江観光協会 （団体に対するもの／観光文化課）</p> <p>(1) 一般社団法人移行後、定款に基づく諸規程が整備されていない。</p> <p>特に給与、旅費などの財務規程及び事務決裁に係る規程については、団体活動を行ううえでの根幹部分であるので、速やかに規程等の整備を行われたい。また、定款で委任された支部の運営事項についても明文化したものがないの</p>	<p>2. 一般社団法人松江観光協会</p> <p>(1) 早急に一般社団法人移行に伴う諸規定の見直しと整備を図るよう指導しました。</p>

で、早急に整理されたい。

(2) 収益事業において、販売品の棚卸がされていないものがあった。棚卸は、課税所得の計算上、不可欠なものであるため、今後は、期末時に棚卸を行うとともに、速やかに発生主義に基づいて複式簿記により正しい損益計算をされたい。

(3) 決算書類は、内容を見やすく整理されるとともに、事業の継続性に鑑み、決算資料による定期的な経営分析を行われたい。また、分析により導き出された事業効果を基に、既存事業の効率化を図るとともに、収益事業拡大の観点から新たな独自事業の創出を望むものである。

(4) 本部支部のあり方について、合併から10年が経過しようとする中で、観光事業の広域化も見据え、関係部署との協議を行いながら検討され、本部支部との事業協力が密になるよう努力されたい。また、予算規模に応じ、一部の支部事業については、本部直轄とされることも検討されたい。

(団体に対するもの／宍道支所地域振興課)

(5) 松江市宍道地域郷土行事等振興事業費補助金については、対象経費と補助金額の積算誤りがあり、補助金の過剰交付がされていた。今後は、決算書を事業単位ではなく、総括表で作成するなどして正しく経費を積算され、過剰交付となった補助金については、行政当局と協議され、適正に処理をされたい。

(所管課に対するもの／観光文化課)

(1) 国際文化観光都市として、観光事業の振興を図るため、(一社)松江観光協会に対し、多額の補助金を交付することは理解できるものの、補助金関係書類からは、補助事業の効果測定が行われているようには見えない。財源が税金であることを踏まえ、引き続き補助金交付手続きの

(2) 期末時に棚卸を行うとともに、正しい損益計算を行うよう指導しました。

(3) 経営分析することを踏まえた決算書類に内容を整理するとともに、決算資料を活用した経営分析を定期的に行うことで、自主財源の確保に努めるよう指導しました。

(4) 一般社団法人松江観光協会が、そのあり方について検討する予定であり、その中で、本部と支部の役割についても検討します。

(5) 全体事業と各個別行事の会計処理の区別が曖昧であり、補助金当初交付後の過不足調整の処理が不正確でした。については、補助金の過不足調整後の総括表を作成し当課に提出するよう指示しました。今後は、各行事間の経費調整等の処理を適切に行い、総括表による当該補助事業全体の決算書を作成し、補助金の適正管理に努めていくよう指導しました。

(1) 今まで以上に、松江観光協会から提出された関係書類を精査するとともに、事業の進捗状況を確認するなど、補助金が有効活用され、観光振興に繋がるよう指導します。

また、実績報告書や復命書など事業効果がわかるような内容にするとともに、観光事業の効

適正な処理を心がけるとともに、事業効果についても検証し、今後の観光行政の発展につなげていただきたい。

(所管課に対するもの／観光文化課、まちづくり文化財課)

(2) (一社)松江観光協会が補助事業者となっている補助事業のうち、複数の事業が間接補助事業となっている。

間接補助は、行政からの牽制機能が弱まり、不正の温床になりやすいため、原則、事業実施団体に対し、直接補助により補助金の交付をするようにされたい。

(所管課に対するもの／宍道支所地域振興課)

(3) 松江市宍道地域郷土行事等振興事業費補助金については、実績報告時の書類審査が不十分で、結果として補助金の過剰交付を招いている。今後は、書類審査を適正に行うとともに、内容に不明瞭な点があれば指摘、調査をするなど団体への指導も合わせて行われたい。

果測定のあり方について検討します。

(2)-1 民間事業者である松江観光協会を通じて補助することで、他の観光事業者との連携による相乗効果を期待して補助金を支出しているところでは。

指摘を踏まえ、今まで以上に関係書類を精査するとともに、事業の進捗状況を確認するなど、補助金を適正に執行するよう指導します。

また、間接補助の効果を見極め、直接補助による補助金の交付について、検討します。

(観光文化課)

(2)-2 当課所管の間接補助金については、「松江城を国宝にする市民の会」の設立の経緯を踏まえながら、(一社)松江観光協会とその業務運営指導所管課である産業観光部観光文化課と協議し、直接補助となるよう所要の手続きを進めます。
(まちづくり文化財課)

(3) 職員の事務分担を見直し、書類審査は必ず複数の職員が行うこととします。また、団体に対しては事業期間内においても適時調査、確認等を行い、適切な指導を行っていきます。

3. 一般財団法人島根県東部勤労者共済会

(団体に対するもの／商工企画課)

(1) 全国の勤労者共済会において、厳しい運営が強いられている団体が多いなかで、本会は近年、黒字決算を続けており、余剰金についても記念事業において会員への還元を検討されるなど運営状況は評価できる。今後も一定の黒字は確保しながらも、余剰金の会員への還元も含

3. 一般財団法人島根県東部勤労者共済会

(1) 堅実な経営を行いながら、引き続き余剰金の会員への還元も含め、会員サービスの充実に努めるよう指導しました。

め、会員サービスの充実に努められたい。

(2) 加入者数は徐々に増加しつつあるが、加入率としては、まだ低水準であるので、新規加入者獲得に向け、商工会議所、商工会等と連携を密にし、各事業所に積極的に働きかけ、加入率を上げることで、今後一層の運営の安定を図ることに努められたい。

(3) 健康維持増進事業について、今期よりインフルエンザ予防接種補助事業を新たに取り入れられ、補助制度の利用者が飛躍的に上昇するなどの運営努力が見られた。

健康診断については、事業主には労働安全衛生法による「健康管理義務」があり、会員全員が受診することが望ましいが、一部未受診者がいることから、補助事業の趣旨等が会員へ浸透するよう図られたい。

(4) ライフスタイルの変化に併せ、会員のニーズも日々変化していくことから、事業メニューの充実に向け、会員の要望等を逐次汲み上げ、利用しやすい環境づくりや手続きの簡素化といった利便性の向上を目指すなど、引き続き柔軟な対応に努められたい。

(5) 決算書の正味財産増減計算書について、リフレッシュ事業や自己啓発事業の一部が一括で雑費として計上されている。両事業とも本会の主要事業のひとつであるので、今後は新たに科目を創設されるなどの工夫をされ、決算書類の透明性を確保することに努められたい。

(2) 加入率を高めるためには経営者の理解が大切であり、地域ごとに商工会議所、商工会とも連携を密にして積極的に新規加入者獲得に向け、取り組むよう指導しました。

(3) 補助制度の趣旨等一層の広報に努めるとともに、普及推進員3名による日常の普及活動において利用を促進するよう指導しました。

(4) 今後とも、会員の声を大切に、さまざまなメディアを活用した情報提供を行うと同時に手続きの簡素化にも取り組み、利用しやすい環境づくりに努めるよう指導しました。

(5) 当該団体は税理士事務所と相談支援業務委託契約を結んでおり、助言をもらう中で決算書類の透明性を高める工夫をするよう指導しました。